

平成25年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年5月7日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年5月7日 午前10時38分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

- 1) 可児市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 2) 学校規模適正化に関する基本方針について
- 3) その他

「小中学校の『屋根貸し』による太陽光発電事業」の進捗状況について

5. 出席委員 (7名)

委員長	佐伯哲也	副委員長	山口正博
委員	亀谷光	委員	山根一男
委員	野呂和久	委員	川合敏己
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 (なし)

7. 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大杉一郎	健康福祉部長	佐藤誠
教育委員会事務局長	籠橋義朗	健康福祉部参事	小池百合子
健康増進課長	井藤裕司	教育総務課長	山本和美

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 議会総務課長	松倉良典	議会事務局 書記	小池祐功
議会事務局 書記	上田都		

開会 午前10時38分

委員長（佐伯哲也君） それでは、若干定刻よりも早いです、皆さんお集まりのようですので、教育福祉委員会のほうを開催したいと思います。

議員の皆様におかれましては、けさから議会報告会の会議がありました。これから5月中に3会場でありますので、皆さんまた見識を深めていただいて、市民の皆さんに誠意ある回答ができるように、またよろしく申し上げます。

当委員会の案件も入っておりますので、そちらの件に関しまして質問があった場合は、基本この委員会の方に答えていただくようなことになるとと思いますので、また皆さん、過去の資料に一通り目を通していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最初にまず教育長のほうから一言、よろしく願いいたします。

教育長（大杉一郎君） 改めまして、おはようございます。

新年度初めての教育福祉委員会ということで、ありがとうございます。

健康福祉部のほうは、特にメンバーも変わりましたが、例年のように順調に新年度滑り出しができております。

本日は、協議事項がございますので説明させていただきますが、慎重審議よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長（佐伯哲也君） それでは、早速協議のほうに入っていきたいと思います。

まず1つ目、可児市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてということで、執行部の説明をお願いいたします。

健康福祉部参事（小池百合子君） では、鳥インフルエンザA型H7N9への対応についてということで、本年3月31日に中国のほうから感染の公表がありましたけれども、5月2日現在で感染確定した者が128名、うち死亡者が26名というふうに公表されております。

対岸の火事ではありませんが、日本にもいつ上陸するということがあると思いますので、平成25年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。この法によりますと、緊急事態が宣言されたときは、市町村に対策本部を設置しなければなりませんので、これに関する条例で本部を設置するということを決められておりますので、平成25年6月議会に上程する内容について御説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

説明については、担当課長から説明いたします。

健康増進課長（井藤裕司君） この4月から健康増進課でお世話になっております、井藤と申します。いろいろ御指導いただくことあると思いますので、よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、今、参事のほうから話がありましたように、新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが施行されまして、市町村にも対策本部を置かなければならないということで、その対策本部の組織として、資料でいうと2番目になりますが、対策本部の組織としましては、本部長が市長になります。それから副本部長が副市長、それから本部員として教育長、それから消防長またはその指名する消防吏員、市長が任命した市職員というようなことで、

これは特別措置法のほうでこういったものをもって充てるというふうに定められております。

こういった組織について、この可児市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項は条例で定めるというふうになっておりますので、今回6月の議会に上程をさせていただこうというふうに考えておる次第ですので、よろしく申し上げます。

それから、3番目の今後のスケジュールというのがありますが、これは直接条例の制定のほうには関係はございませんけれども、今後どのように進めていくのかというところで、まずこの対策本部条例の制定のほか、条例とは別に、事前の対策の実施や緊急事態に備えた対応を検討するという必要がございますので、条例による対策本部を設置する前に対策を立てていきたいということで、現在、可児市新型インフルエンザ対策本部設置要綱というのがございます。これと可児市感染症等予防対策本部設置要綱、この2つがございますが、これをあわせて見直していくということで、この法に基づく対策本部を設置する前に、早目の対策をとっていきたいというふうに考えております。

それから(イ)のほうで、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画という、可児市行動計画といえますけれども、これについても、現在、前はやりました平成21年のときにつくりました行動計画がございますが、これを今回の特別措置法に基づいて政府がつくっていく行動計画、それから県がつくっていく行動計画、法に基づいてつくっていくわけですが、こういったところを見ながら、可児市の行動計画を見直していくという形になります。県の行動計画の中には、市町村がつくるべき行動計画の内容についても規定されますので、それを確認した上で、市のほうの行動計画を見直していこうというふうに考えております。

それから、4番目の参考事項になりますが、先ほど参事のほうから、現在の鳥インフルエンザについては状況の説明がございました。あと1つ、前回平成21年に新型インフルエンザが流行したときには、ワクチン接種について助成を行いました。生活保護世帯であるとか、市民税の非課税世帯の方に助成をするというようなことで実施した実績が、そこに参考として載せてあります。今回も、現在は鳥インフルエンザということで、中国で感染の状況が確認されておりますが、こういったのが国内で新型インフルエンザとして対応しなきゃならないような事態にならないことを願っているところでございます。

以上で、条例の制定について、この6月議会に御審議いただきたいというところが今回の御説明の趣旨でございますので、どうかよろしく申し上げます。

委員長(佐伯哲也君) ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして質問のある委員の方。

委員(山根一男君) 特に今回は、予算等はまだ伴わないということでよろしいんですね。今後、ちょっとその辺のスケジュール的なところをわかる範囲でお願いできますか。

健康増進課長(井藤裕司君) 今、御質問ありました予算的な措置につきましては、今後まだ今の状況としてはわかりませんが、ワクチンの接種等が必要になってきたときには、また予算のほうをお願いすることになるかと思っておりますが、今のところはまず事前の情報収集であるとか、関係団体との連携、こういったものを早目に対応していこうというふうに考えて

いるところでございます。

委員長（佐伯哲也君） ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終わりたいと思います。

この資料に載っております、4月29日現在で24人、朝ニュースを見ていたら31名か32名かということで、日に日に死亡している方がふえているようですので、早急な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、健康福祉部の方はこれで結構ですので、退室していただいて大丈夫だと思います。

それでは、協議事項の2つ目に入ります。

学校規模適正化に関する基本方針についてということで、執行部のほうから説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） おはようございます。

きょうの協議事項でございます、可児市学校規模適正化に関する基本方針というもので、可児市教育委員会としての基本方針が固まりましたので、皆様に御説明をするというものでございます。

これにつきましては、昨年7月に市民参加も含めた検討委員会で、提言書というものが出されました。それを受けて、教育委員会の方針を決めていくという流れで今回の御説明ということですので。何分にも全市を網羅した提言でございまして、その基本方針ということで、若干時間がかかって申しわけなかったですけども、今回御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

教育総務課長（山本和美君） それでは、内容のほうを説明させていただきます。

今お話のありました、可児市学校規模適正化に関する基本方針を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

まず基本方針の策定の趣旨でございますが、可児市の児童・生徒数が全体的に減少している中で、一部の地域では、新たな住宅開発などにより子供の数は増加しているということがあります。このため、一部の学校では過密な状況となり、今渡北小学校、蘇南中学校のように校舎を増築したり、広見小学校のようにプレハブ校舎を建てて対応しているところなどがあって、学校によってその規模の大きな差があるという現象が出てきております。将来の人口推計におきましても、減少が続く地域と、このまま横ばいで推移していく学校もあるなど、さらに児童・生徒数の人数に格差が広がることも懸念されております。こうした状況に対して、教育委員会では、どの地域に暮らす児童・生徒も同じようによりよい教育環境の中で効果的な教育が受けられるよう、市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や方策を検討するため、先ほど局長からもお話がりましたが、平成23年7月に、可児市学校規模適正化検討委員会を設置いたしました。約1年間にわたり委員会で審査をしていただいて、昨年平成24年7月に提言を受けております。教育委員会では、この提言内容を十分

に尊重した上で、より具体的な各小・中学校の規模適正化の方向性について基本方針をまとめさせていただいております。

ここが策定の趣旨でございますが、次の2ページから4ページのところが総論的な部分でございます。この部分につきましては、学校規模適正化検討委員会の提言を基本的に踏襲しております。

2ページの望ましい学校規模についてというところで、まず学校の1学級当たりの人数は、小学校・中学校ともに30人から35人といたしました。

2ページ中段に太枠で書いてございますように、これ平成24年度の状況でございますが、可児市の少人数学級の状況ということで、小学校1年生、2年生、そして中学校1年生が35人学級というふうになっておりますが、ことし平成25年度から小学校3年生も35人学級という形に変わってきております。30人から35人が適切であるということで、一番いいのは基本的に市単独でやっていくのがベストなんですけど、これを全学年に市単独でやっていくということは、財政負担等で問題がございますので、市教育委員会としてはこういったものを国、県に要望していくということにいたしております。

次に、学級数について、1学年の学級数は小学校で2から4学級、学校全体でいいますと18学級から24学級、中学校につきましては1学年4学級から6学級、全体でいいますと12学級から18学級が一番望ましい学校規模で、適正規模校であるというふうにしております。

3ページの上段の表を見ていただきますと、小学校は学校の学級数が11学級以下が小規模校、12学級から24学級が適正規模校、25学級以上が大規模校。中学校は11学級以下が小規模校、12学級から18学級が適正規模校、19学級以上が大規模校ということで、こちら色づけがしてございますが、小規模校のほうは黄色、大規模校のほうは紫色というようなふうで色づけがしてございます。これは後ほどの各表のほうにも該当する部分がこの色になっておりますので、よろしく申し上げます。

今言いましたように、学校の規模については、大と適正と小というふうできておりますが、まず小規模校につきましては、通学区域の変更、それから学校の統廃合。大規模校につきましては、教室の改修や仮設教室の整備、必要に応じて通学区域の変更などの方策で適正化を進めていくということ。

それから、通学区域の基準としての通学距離につきましては、小学校が4キロ、中学校につきましては6キロを標準とした配置を検討していくというふうにしております。

それから、最後に学校の適正規模及び適正配置の具体的な進め方、具体的に実施していくという場合につきましては、望ましい学校規模とすることに加え、児童・生徒数の将来推計や地域とのかかわり、歴史的背景、児童・生徒やその保護者、地域住民の意向などを総合的に判断する必要があるということで、具体的に進める場合は、関係地域住民による協議会を立ち上げて検討を進めていきます。さらにそれを受けまして、最終的に通学区域審議会に諮問して結論を出していくというような流れで進めていく予定にしております。

ここまでが総論の部分でございます。

5 ページからは、中学校区ごとに、現在適正規模校の範囲内にはない学校、将来的に適正規模を逸脱する学校、適正規模ではあるが教室が不足する可能性のあるそれぞれの学校について、方向性を示させていただいております。

結論から言いますと、全ての学校において現状のままで、今後の児童・生徒数の推移を注意深く見守るということが全ての結論になっておりますが、それぞれについて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず表の見方でございますが、例えば、5 ページの真ん中にあります蘇南中学校区の表で、今渡南小学校のところを見ていただきますと、まず推計値と住基値という言葉がございます。推計値につきましては、学校規模適正検討委員会でも使っておりました、平成22年1月に可児市のほうで将来人口を推計したその数字をもとにして出したものでございます。住基値というものは、平成24年4月現在の住民基本台帳にありますゼロ歳から6歳の子供、現在学校に來ている子供たちもそうなんです、その子供たちの住民基本台帳の数を順次年ごとに送っていった、転入も転出も死亡もないという想定のもとに、ただ生の数をそのまま毎年順繰りに送っていったという数字が住基値という数字でございます。

改めて、蘇南中学校の校区のほうを見ていただきますと、今渡北小学校が、紫色のところが出ております。数字的には、平成24年度の学級編制においては適正規模となっておりますが、ことしから推計値も住基値も大規模校というふうになっております。今渡北小学校の推計値を見ていただきますと、将来的にはトレンドとして減っていくという流れが読み取れるんですが、ただ住基値を見ていただきますと、ゼロ歳から6歳までしか住民基本台帳の生の数字がないので、平成30年までしか書いてございませませんが、それだけを見ますと、住基値と推計値が大幅に違っております。例えば、平成30年の推計値で今渡北小学校を見ますと789人の22クラス、住基値を見ますと1,105人の32クラスということで、教室が足りない状況も予想されるという表になっております。そういった状況でございますが、今渡北小学校、今渡南小学校もでございますが、この地域には外国籍の児童が多く在籍しているため、毎年転出入による増減が学級編制に与える影響が非常に大きいという部分がございます。

とりあえずは現状を注意深く見守るということでございますが、今後転用可能な教室とか、プレハブ対応だけでは対応できないような状況が続きますと、通学区域を変更することを視野に入れた検討も必要であるというような方向性を出しております。

今渡南小学校、土田小学校については、今の段階では適正規模というふうに予想がされますので、特段の問題はございませんが、ただ1枚めくっていただきまして6ページ、蘇南中学校のところでございますが、蘇南中学校につきましても、若干時期がおくれてくることはございますが、今渡北小学校がそのまま上がってくるというような状況を考えると、こちらでも推計値と住基値が大幅に乖離してくるというような状況もございます。外国人の児童・生徒が多いという部分も同じでございますので、当面は現状のままで推移を見守るといような考え方を示しておりますが、蘇南中学校につきましても、臨時的な対応で解消することが困難になると予測される場合には、通学区域の変更も選択肢として検討する必要があるとい

うような方向性を出しております。

7ページに行きまして、中部中学校区でございますが、中部中学校区、小学校につきましては、東明小学校が住民基本台帳値、住基値の推計でいきますと平成30年には小規模校に変わる可能性がありますということ、それから広見小学校につきましては、表にありますような形で大規模校に一時的になるところでございますが、全体のトレンドとしては、どちらも減少していく方向にあるということが見てとれるということでございますので、どの学校も現状を注意深く見守るというような対応と考えております。ただ、一時的に教室不足等がありますので、そういった場合は教室の改造、それからプレハブの対応等を考えていくというような形にしております。

8ページに行ってくださいまして、中部中学校でございますが、中部中学校、全体的には大規模校というふうになっておりますが、小学校の部分がそのまま上がってまいりますので、こちらトレンドとしては減少していくという方向にありますので、小学校と同じように当面は推移を見守るということで、教室不足が出てきたような場合には緊急の教室の改修とか、プレハブ対応をしていくというような形にしております。

次に、9ページの西可児中学校区でございますが、春里小学校と南帷子小学校でございますが、春里小学校につきましては、推計値及び住基値ともに児童数が減少していく傾向を示しております。ただ、示してはおりますが、一応適正規模の範囲であると、春里小学校については、ただ、学校の規模そのものがそう大きくありませんので、一時的に赤字になっておりますところ、教室が不足する可能性が出てきておりますので、そういった場合は緊急対応ということでプレハブ等を使うというふうに考えております。南帷子小学校につきましては、推計値につきましては若干ふえたり減ったりということで、このまま横並びでいくような形に出ておりますが、住基値につきましては、平成28年度から小規模校になるというような数字も出てきておりますので、現状を注意深く見ていくという方向性を持っております。ただ、南帷子小学校につきましては、今後の児童推移によっては帷子小学校との統合に向けた検討も必要になってくるというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、10ページでございます。西可児中学校につきましては、当面は適正規模校で推移しますが、生徒数が減少傾向を示しておりますので、住基値につきましては、平成32年から小規模校となる予測がされております。ただ、こちらにつきましては、当面というか、今言いましたように、適正規模校で推移することが予想されますので、当面は推移を見守っていきますが、ただ、広陵中学校との生徒数の動向等も勘案していく中で、将来的には広陵中学校との統合に向けた検討も必要になってくるということを考えております。

次に11ページ、東可児中学校区でございますが、桜ヶ丘小学校につきましては、当面推計値、住基値とも児童数が減少していく傾向を示してはいますが、適正規模校の範囲で推移することとなっておりますので、当面は推移を見守っていくこととしております。また、ここにつきましては、櫻ヶ丘団地等の開発の可能性もございますので、推移を見守ります。また、

一時的に教室が不足するようなことがあれば、改修やプレハブ教室などで対応をしていくということでございます。東可児中学校につきましては、小規模校ということですから黄色になっております。推計値では、平成31年以降に適正規模にふえてくる可能性を見ておりますが、住基値では、逆に減少していくというようなトレンドも見えてとれますが、こちらも桜ヶ丘小学校と同じように、櫛ヶ丘の開発という部分が未知数でございますので、当面は現状を見守っていくというような形を考えております。

続きまして12ページでございますが、広陵中学校区でございます。まず帷子小学校でございますが、推計値、住基値とも児童数が減少傾向を示しておりますが、一応適正規模の範囲で推移していくということで予測されておりますし、今、虹ヶ丘団地の中で住宅分譲が盛んに行われておりますので、こちらも一時的に児童数が増加することも予測されますので、注意深く見守っていくということを考えております。こちらにも書いてございますが、ただし書きで、南帷子小学校の児童数の減少が継続する場合には、南帷子小学校との統合に向けた検討も必要になってくるということを表示しております。広陵中学校につきましては、小規模校ということになっております。こちらにつきましても、虹ヶ丘地区の住宅分譲というものもございますので、当面は推移を見守っていくということでございますが、若干推計値、住基値のトレンドが逆になっておりますが、今後の生徒数の減少が予測を上回るような状況であれば、西可児中学校との統合、もしくは蘇南中学校の通学区域の変更の、いわゆる受け皿にする可能性も検討する必要があるというような見方をしております。

最後に13ページでございますが、共和中学校の校区でございますが、兼山小学校につきましては、この数字を見ていただければわかりますが、可児市内で一番小規模になっております。ただ、推移といたしましては、今後も今と大体横並びでいく方向性が見えてとれます。こちらにつきましては、これまでの歴史的な経緯、それから市町村合併の協議事項として存続が決定しているというような歴史的背景があるので、当面はこの状況を見守っていくということにしておりますが、ただ生徒数の減少が進みまして、複式学級になるような事態になった場合には、地域住民の方々と十分協議をした上で市内の学校との統合も検討していく必要があるというふうに考えております。

最後、14ページでございますが、共和中学校につきましては、いわゆる可児市の中で兼山の子たちだけが可児市以外の学校に通うという状況があるわけでございますが、これも兼山小学校と同様に、長い間の歴史的な形で、地域の人としてはそういうふうになれた形ですと来ておりますので、そういう部分も考えて、当面はこの状態を注意深く見守っていきませうということでございます。

以上が、各学校の中学校区域における基本的な考え方ということでございまして、最後、15ページにはまとめとしておりますが、中段のところ、結果として、全ての学校において現状のままで今後の児童・生徒数の推移を注意深く見守ることになりましたが、市の財政状況が厳しい中で多様化する教育ニーズに対応していくためには、公平性の確保や効率的、効果的な学校運営を行うことも必要になってくるということでございますので、今後につま

しても、児童・生徒数の増減動向を常に注意しつつ、望ましい学校環境の確保を進めていくということでございます。この基本方針につきましては、いろんな条件がありますので、例えば国の35人学級の状況、それから最近特に言われております支援学級が増加する傾向等ございます。支援学級がふえると、また教室も必要になってくるというような状況もございますので、なかなか将来的なところが見通せない部分もたくさんございますので、常に状況を確認しつつ、必要がある場合は常に見直しを行っていくという方向で考えております。以上でございます。

委員長（佐伯哲也君） それでは、今の件に関しまして御質問のある委員の方、挙手をお願いいたします。

副委員長（山口正博君） まず住基値と推計値とあるんですが、住基値は、多分住民基本台帳で上がってくるだろうということはわかるんですが、推計値というのは、どういう基準で数字を出しておるんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） この人口推計でございますが、平成22年の1月に市のほうで出しております。基本的には、前の前の国勢調査の数字を基本としまして、その人口推計をする手法がいろいろございますので、その手法に当てはめて、例えばコーホート要因法とか、コーホート変化率法とか、いろいろちょっと難しいんですが、あります。その中で、例えば、日本人だけはどういうふうに見るとか、外国人は細かいデータがないので別の見方で見るとか、いろんなものをミックスしまして、今、平成22年度ということで平成22年1月に推計をしたものということでございます。

住基値につきましては、先ほどありましたように平成24年の4月を基本にしておりますが、毎年4月と10月には新しい数字が出てきますので、毎回それに当てはめて見直しはしていきたいと思っております。

委員長（佐伯哲也君） ほか、質問ございますか。

副委員長（山口正博君） それと、先ほど将来的には統廃合というような話が出てきておりますが、施政方針の中にも若い方に可児市に住んでもらうという一つの目標があるんですが、そちらのまちづくりの関係と、この今の学校の運営ということのコラボレーションというか、関連した議論というのはなされたんでしょうか。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） もちろん、今おっしゃるように、教育のほうでも日本一の義務教育ということで、特色ある教育を行って若い世代に来てもらうという市の大方針のもとに積極的にやっていきたいと思っております。したがって、今ここで見た数字については、もう少し冷静に、今の現状のデータによって推計をしますが、子供たちなり、市民の数が少しでもふえるようにということは、いい教育をしてふえるということを目標には当然行っていきたいと思っております。

副委員長（山口正博君） そういうことであれば、今のまちづくりというか、空き家・空き地という問題もありますし、そういうものとミックスをしながら、いかにそこへ住んでいただいて、過去に西可児団地ができたように、それに伴って小学校も中学校もふえていったと

思うんですね。ですから、それを戻すことが、やっぱり統廃合、要するに遠くのところに
行けば、今の世の中いろんな変質者とかそういう問題もありますし、決していい環境では
ないと思いますので、そういうふうな議論は、これを、出すに当たってそういう議論はなかつ
たんですか、あったんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 具体的に都市計画、その方面の方々との協議をしたというこ
とはありませんが、ただ、今局長が言いましたように、議員も言われましたように、空き
家・空き地バンク等の成果が出てくれば、当然新しい世代の子供たちの数がふえてまいり
ますので、そうするとその方向性としては、例えば、南帷子小学校の方向性として児童・生徒
数がふえてくるようなトレンドに切りかわれば、その統合というのはまた見直しをかけてい
くというふうに考えておりますので、できるだけ臨機応変に考えていきたいと思っております。

委員長（佐伯哲也君） ほか、質問ありますか。

委員（山根一男君） 9ページのところで、南帷子小学校とか、要するに長坂、あるいは若
葉台が分断されているということは、地元では話としてあるんですけれども、この中でそれ
ぞれの合意形成を図った上で検討を進めていきますという文言があるんですけれども、具体
的にそのような話、どこかの場面で出していくということに今後つながっていくんでしょう
か。今のところ、全くこの会議外では話としては出ていないこととして処理していいん
じゃないかと思っはいるんですけど、その辺の出し方、我々議員としてそういう話の、
積極的というんではないんですけど、そういう問題意識があるよということ、今後協
議していくという意味での検討を進めていきますということなのか、帷子小学校との統合に
向けた検討をしていくということを含めまして、これを受けてどのような展開にするのかと
いうかわかりませんが、その考え方の基本的なところを教えてくださいんですけど。

教育総務課長（山本和美君） こちらにつきましては、いわゆる生徒・児童数の中でのいろ
いろな見方を検討はいたしました、教育委員会の中で。ただ、帷子小学校と春里小学校と南
帷子小学校のそれぞれバランスが、今、特に長坂と長坂の分断されているところは、帷子小
学校と南帷子小学校の児童・生徒数のバランスを見る上で、今それを統合してしまうと、ど
ちらかを統廃合というか、小規模校になってしまうというような非常に難しいところもあ
るんで、今の段階では、まだ具体的に動き出すというところまでは行っていませんが、や
はり地元の御意見では、子ども会等の活動で若干困るというような御意見も聞いておりま
すので、そういった地元の御意見をいただく機会を設けて、今後どういうふうに具体的に
していくのを進めていく必要があるなというふうに考えております。

委員（山根一男君） その機会を設けてというのは、適正化委員会ではなくて、教育委員会
としてそういう場を改めてつくるというふうに理解していいんですか。

教育総務課長（山本和美君） この基本方針につきましては、教育福祉委員会のほうに報告
した後に、学校のPTAとかそちらのほうにも御説明させていただいて、いろいろ意見をい

ただいいこうと思っておりますので、そうした中で、特に西可児方面につきまして、そういった御要望が多く聞かれるようであれば、具体的な方向を進めていきたいなというふうに考えております。

委員長（佐伯哲也君） ちょっと関連で私のほうから。

私も最後にここだけ聞こうと思ったんですけど、言っておることはわかりますが、子供たちは駒じゃないし、1人の人間なんですよ。数字だけで割り振りをされると非常に困るところがあって、特に今言われたこの地区に関しては、単位自治体が割れているだけではなくて、連合自治会レベルでも地域が学校で分かれているところがあるんですね。非常にそれに対して問題が起きている。可児市自体はE d u c e 9ということで、学校と家庭と地域ということで、この結びつきをすごく重視した子育てというものをやっておるわけじゃないですか。そうすると、今の頭数だけで割られると非常に問題があるし、子供たちのためにならないということがあって、もうちょっとその辺の地域との連携を真剣に考えて話を進めていっていただきたい。山根委員が言われたとおり、検討も云々ということは、前からその言葉は出ていますけれども、言うばかりで何も進んでいないんですね。上から目線で頭数だけで割り振りをされると、非常に子供たちに弊害が来ておるものですから、ぜひともその辺ちょっと注意をしていただいて、検討するなり、すぐ手を打つなり作業を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

済みません、ちょっと委員長のほうから意見を言わせてもらいました。

ほかに。

委員（川合敏己君） 基本的な考え方をお聞かせください。

校区がえがもし仮に、どうしてもしなければならぬということがあった場合に、そうするとそれは在校生も含めた校区がえになってくるのか、それとも新生だけの校区がえ、もちろんそうすると弊害が出てくるので、在校生も含めてかなあとは思いますが、どういう考え方をされていらっしゃるでしょうか。もし校区がえという形になった場合に。

教育総務課長（山本和美君） 今言われたように、本当に個々の細かいところを言い出しますと、そういう問題も当然出てきますので、まだそこまで具体的にどういうふうにするかというところまでは入っていないのが実情です。

委員長（佐伯哲也君） ほか。

委員（川合敏己君） それであれば、もし仮に細かい部分で校区がえという話がどこかで出るようなことがあるならば、やはり多分在校生も含めた形での校区がえという形になってくるのかなあというふうには私は思っておりますけれども、同時期に親があっちの中学校、こっちの中学校へ行くわけにもいきませんので。

委員（山根一男君） ちょっと耳に入れていただきたいといいますが、小規模中学校にしまして、私が知っている限り、今はどうかわかりませんが、一つの小学校が一つの中学校に行くケース、帷子小学校、広陵中学校ですけど、やはりそれを嫌って私立中学校に流れていくという率が、年によってでしょうけど、多分推移があると思うんですけど、その辺

の対策といいますが、その辺のことも加味した議論の中にあっただのかどうかをちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども。

教育総務課長（山本和美君） 例えば、帷子小学校から広陵中学校ということだけではなくて、小学校から中学校に上がる段階で私立へどのくらい流れるとか、そういったことについては一応議論はしましたが、今山根委員が言われるように、1小学校、1中学校であるがために私立へ行っているという、そういうような議論はなかったように思っております。

委員長（佐伯哲也君） ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、次の協議事項に行こうと思います。

「小中学校の『屋根貸し』による太陽光発電事業」の進捗状況についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

教育総務課長（山本和美君） お手元にお配りしております資料ということで、この前、建設市民委員会で報告がありました小・中学校の屋根貸しによる太陽光発電事業の進捗状況ということで、基本的には市民部環境課のほうで進めていただいておりますが、昨年来、可児市の新たなエネルギー社会づくり事業の提案事業ということで、2件提案事業がある中で、1件がこちらの資料にもございますように、可児市の建設業協同組合から太陽光発電事業ということで出てきまして、それが具体的になってきましたので御報告させていただきます。

この資料にも書いてございますように、3月27日に基本協定書を市長と組合とで締結をされております。基本的な事業期間が20年、貸付の方法論といたしましては、行政財産の目的外使用許可を毎年受けていくという形に手続をします。それから、使用許可に基づく使用料は、1平米当たり年額100円ということになります。それから、細かいところで、雨漏りその他のふぐあいにつきましては、建設業協同組合の負担ということでやっていくと。これはいろんなケースがございますので、ケース・バイ・ケースのところもございますが、基本は建設業協同組合のほうで負担をするという形でございます。

事業期間が20年ということで長いですので、万が一、例えば、今話がありました学校規模の中で統合等、この予定にありますが、ここが統合してなくなるようなことがあった場合でも、あくまで事業者のほうでその損害は吸収してくださいというような内容の協定をしております。

学校のほう、こちら8校、屋根に太陽光パネルをつけるということで予定をしております。今後の流れといたしまして、4月から8月にあるような、ここに書いてございますような流れで、あくまでまだ最終決定ではございませんが、このような予定で各学校の工事を行っていくというような形で進められているということでございます。

ちなみにこれだけの学校に太陽光パネルを載せることで、年間約39万6,800キロワット、これ新聞によるものですが、約142世帯分の電気を発電するということだそうでございます。以上でございます。

委員長（佐伯哲也君） それでは、この件に関しまして御質問のある方、挙手をお願いいた

します。

副委員長（山口正博君） 学校施設については、かなり古いものもありますし、新しいものもあると思うんですけども、その上に乗せたときの耐震の状況はどんなふうなのかということが1点と、それから、先ほど雨漏りがあった場合は建設業協同組合の負担とするということなんですけど、一応世間一般的な考え方として、お金を取って貸す以上は、20年間ですよ。防水というのは、その防水によっては10年とかいろいろとあるんですけども、そのあたり、本来貸すのであればきちっとして、そういうものを上に載っけても20年は大丈夫だよというように施してから私は貸すべきだと思うんですね。でないと、結局物が載っちゃってから直すといっても、めくるにめくれんですよね。そういうようなことはお考えでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） まず耐震につきましては、一応専門の設計士に再度図面を確認していただいて、耐震的に大丈夫かということを確認していただいております。

それと、今言われました防水のシートの関係でございますが、そういうふうにと一番ベストだとは私たちも考えますが、やはりそれぞれの学校の防水シートの耐用年数もありますし、一つの学校のをやると思うと、1,000万円以上のお金が当然かかってきますので、そういう部分を考えていわゆる現状で載せると。ただし、載せたことを起因とした雨漏りが発生した場合は、業者のほうで見てくださいますよというような基本協定の内容となっております。以上です。

副委員長（山口正博君） 私の経験からいいますと、多分いろんなトラブルが起こるんじゃないかなというふうに想定されます。ですから、市が仮に、私先ほど一般論を言ったんですが、市が年間100円ということはかなり安いので、それだけの多分お金はかけられないと。ですから、ある一定の耐震基準と同じように、しっかりとその防水能力を調べて、ここについてはこれだけの工事をしてくださいよと、建設業協同組合ね、20年間は雨漏りが起こらないような形をやっていくべきだと私は思いますので、そのあたりも当然、今後もしやっつけられるのであれば、きちっと入れられたほうが私はいいかなというふうに思います。

委員（川合敏己君） 参考までに教えてください。これ全部合わせますと何平米になるんですか。39万キロワットの発電に当たって。

教育総務課長（山本和美君） これも新聞によるものですが、延べ面積約2,728平方メートル、パネルとしまして約2,000枚という数字でございます。

委員長（佐伯哲也君） ほか、御質問ありますか。

委員（山根一男君） 前に説明あったかもしれませんが、この8校を選んだというか、この屋根を選んだ何らかの根拠と申しますか、その辺のことと、あと、もし今後残りの小学校、中学校でほかの業者とかがこういう提案をしてきた場合には、それに呼応する用意があるかどうか、そこは話し合っていないかもしれませんが、ちょっとその辺のいきさつなど教えていただけますか。

教育総務課長（山本和美君） 基本的には、平屋根の広いところで、あくまでも条件がそろっているということで、例えば、ポールが1本立っているだけでも、それによって結構発電

量が左右されるというようなこともあるようで、そういった部分で一番日当たりとしてはベストで、平屋根がそれだけ一遍にとれるというような学校を選定したというふうに考えております。

ほかの学校についてはということですが、今のところはそういったものは一切聞いておりません。

委員長（佐伯哲也君） はい、わかりました。ほか、この件に関しましてよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

委員（亀谷 光君） 先ほど、適正化のポジションでちょっとお聞きしたほうがいいかと思ったんだけど、ちょっと方向的にどうかと思ったんです。きょうせっかくのいい機会でするので、教育長も担当の事務局長もお見えになると思うんですが、可児市に子供たちを取り入れると、さっき山口委員からあったように、ここの人口をふやすのに可児市の特殊性のある教育をということで、市長も考えておられると思うんですが、いじめの問題については、ある程度の全国ネットに来ておるんですが、1つ、小・中学校で子供たちが感動したことが人生に物すごく大きく影響をするということは周知の議論だと思うんですが、そういう場所づくり、小学生に世界の一流とか日本の一流を見せる、そういったことで感動させるというような教育、こういったことは、市長の言葉で詳しく聞いておりませんが、しきりに日本一という議論をしておられるんで、その辺のことなんですが、庁内の中で教育長、籠橋事務局長あたりも、そういったことについて少し御意見いただけんかなあと。

最近では、大人向けの日本一に触れ合おうというのはずっとやって、1カ月に1度ずつやっておられるんですが、肝心なのは子供たちに感動を与えると。先回も長嶋選手とのやつがテレビでやっていましたね。私の孫の友達もあれを見て、子供が非常に感動して教育のもととなっていくことはあるもんですから、そういったことで学校教育、義務教育の肝心なところで、子供たちに触れさせるという場所をつくるというか、通知するというか、そんなことの議論というのはあるんですか。その質問ですが、教育長にお聞きしたい。

教育長（大杉一郎君） 今議員おっしゃったように、やはりふるさとの誇りとか、そういうものを子供たちに与えたい、触れ合う機会があるということで、特に誇りづくりとしては、学校現場では、今学校教育力向上事業というのがやっておりますが、それはやはり学級が安定して、みんなが仲よく学びやすいということで、行きたくなる学校を目指して、教師も子供も行きたくなる学校ということで、それを目指しています。

そして、またふるさとの誇りづくりでは、今年度取り組みます久々利の卯花壇のふるさとということで発掘もします。それは、特に国宝が出たということで、全国的に誇れるものということで、地域のいわゆるイメージというか、誇りをつくるということ。それから金山城は今年度申請しておりますが、国の指定を受けるということで、そういうものを提供して、子供たちが気持ちの高揚感、当然従来からあります a l a の事業とか、そういうものについては、やはり一流のものがあるということで、そういういろんな要素で、特にこれというのはありませんが、総合的に、いわゆる子供たちがふるさとを誇りに思えるというような事業

展開を今後とも引き続きやっていきたいとは考えています。

委員（亀谷 光君） したがって、ことは始まってしまったんですけれども、行く末、日本のそういった義務教育の中で、いわゆる文部科学省が、私の情報ですと四、五年先には道徳というものとか、日本の古武道のよさ、それともう1つは、日本一だとかいったものを見せつける教育を、そういったものを学校でみずからやっていこうかということがあるように聞いております。またその辺をちょっと調べてくださってと思います。以上です。

委員長（佐伯哲也君） それでは、全体を通して何か御質問のある方、よろしいですか、ほかに。

〔挙手する者なし〕

今、亀谷委員も言われましたとおり、本当に教育というのは、例えば、動物一つにしても、図鑑で見るのと実際、生で見るのとでは、子供の受けとめ方って全然違ってくると思うんですね。今回のこの太陽光のものでも、やはり学校の屋根にそういうことが載っていることによって、子供たちが、環境にいいことは当然のことながら、やはり肌で感じるができるということは非常にいい。副委員長が言われたとおり、ハード的な問題はいろいろあるでしょうけれども、ぜひともいろんな形で可児市の教育のために、また私たちも含めて汗を流していけたらなあと思いますので、委員の皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上で教育福祉委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 5 月 7 日

可児市教育福祉委員会委員長